

手続き的公正と合意形成のためのCVM*

CVM for Procedural Justice and Consensus Building*

藤井聡**・須田日出男***・西田悟史****・北村隆一*****

By Satoshi FUJII**, Hideo SUDA***, Satoshi NISHIDA****, Ryuichi KITAMURA*****

1. はじめに

世界的規模で自然保護に関する関心が高まる中、自然環境の評価手法としてCVM (Contingent Valuation Method: 仮想評価法) が大きな注目を集めている。ところが、CVMがミクロ経済理論が想定する“価値”を計測しているか否かに関しては多数の疑問が投げかけられており、少なくとも現時点では、誤差(バイアス)無く価値計測を行える実験計画が完成しているとは考え難い¹⁾。

しかしながら、価値計測手法としての妥当性に関する論争とは別の論点として、多くの人々の声を政策に反映可能であり、それ故、公共政策の策定に資するという利点がCVMにはあるのではなからうか。例えば、経済学的枠組みに基づいて、CVMを用いた社会的な意思決定を推奨している栗山²⁾は次のように述べている：

公共事業に多数の一般市民の意見を反映させる方法としてCVMを位置づける……(略)……CVMの役割の一つは、多数の人々の意見をもとに環境を評価することで、全国の一般市民の意見を公共事業に反映させる点にある。(pp. 115-116)

また、土木計画の社会的意思決定において、CVMの利用の有用性を指摘している大野も同様の見解を示している³⁾。

アンケート調査には、事業の説明、効果の説明、住民の評価などが盛り込まれ、コミュニケーションの意図が十分に反映されている。さらに、その分析結果が公聴会などでわかりやすく丁寧に説明されれば、コミュニケーションはさらに深まる。(p. 104)

このように、経済学的な立場からCVMの有用性を認識する研究者ですら、経済学的な理論体系とは無関係な観点から、CVMの有用性の可能性を指摘している。さらに、大野は上述の文章に続いて、

当事者のコミュニケーションに役立って合意形成につながれば、CVMによる評価結果の低い信頼性はたいした問題ではなくなる(p. 104)。

とも述べている。すなわち、CVMとはそもそもより良い社会的な選択のための技術であるとの観点に立つのなら、必ずしも経済学の枠組みでその活用を議論する必要は無いと考えることも可能である。

しかし、栗山や大野らの期待、すなわち、コミュニケーションツールとしてCVMが利用可能であるという期待は、正しいものなのだろうか。少なくとも、上記の引用文献では、その期待の理論的、実証的背景は述べられていない。

本研究の目的は、まさにこの疑問に答えるところにある。すなわち、CVMをコミュニケーションツールとしての活用可能性を、理論的、かつ、実証的に明らかにするのが本研究の目的である。そして、本研究では選好と価値を想定する経済理論ではなく、手続き的公正に関わる社会心理学理論を採用した仮説検定型の理論実証分析を行う。

2. 理論仮説

典型的なCVMでは、特定の自然環境等のある公共財を保存するための支払い意志額(WTP)の回答を求める。本研究では、こうして得られた回答に基づいて、そのCVMが対象とした公共財に関する政策を実施した場合、人々はその決定プロセスを手続き的に公正と見なすものとする⁴⁾(図1参照)。そして、それ故に、当該公共財を保存するための政策を受容する傾向が向上するものとする。すなわち、CVMに基づいて政策決定を行うと、手続き的公正が高揚することで、その政策の合意形成が促進されるものとする。

ここに、手続き的公正(*procedural fairness* or *procedural justice*)とは、選択の結果に関する公正、すなわち、分配的公正(*distributive fairness* or *distributive justice*)とは異なり、結果に至る課程に関する公正である⁴⁾。従来の実証研究では、手続き的公正は行政施策の賛否意識に大きな影響を及ぼし、かつ、その効果は、分析において考慮した、分配的公正や利己的な利害の大きさを含めた全ての要因の中で、多くの場合

*キーワード: CVM, 整備効果計測法, 市民参加, 環境計画

**正会員, 博士(工学), 東京工業大学大学院理工学研究科

(〒152-8552 東京都目黒区大岡山2-12-1, tel & fax: 03-5734-2590, e-mail: fujii@plan.cv.titech.ac.jp)

***正会員, 工修, 日本工営株式会社

****正員, 工修, (株)電通 関西支社

*****正会員, Ph.D., 京都大学大学院工学研究科

表1 調査項目

<p>手続き的公正知覚</p> <p>「特別課税の金額が決定された手続きはどれだけ公正だと思いますか?」「特別課税の金額が決定された手続きはどれだけ納得のいくものだと思いますか?」の2問、各7段階評価値。クロンバックのαは0.94と高く、この2問の合計値を手続き的公正知覚の指標として採用した。平均値は6.03点(標準偏差=3.61点)</p>
<p>報告支払い意志額</p> <p>「最高で何円までの課税なら賛成できますか?」という質問に対し、「何円までの課税なら良い」という回答形式でたずねる。平均値は2,466円(標準偏差=3,487円)、中央値は1,000円。</p>
<p>屋久島に対する態度</p> <p>「屋久島の自然は非常に貴重であると思いますか?」「屋久島の自然を保存すべきだと思いますか?」「屋久島の自然保護は重要だと思いますか?」の3問。クロンバックのαは0.94と高く、3問の合計値を態度の指標として採用。平均値は19.46点(標準偏差=2.75点)。</p>
<p>その他</p> <p>年齢、性別、職業、年収、環境意識(質問項目は文献7)を参照。35点満点)等。</p>

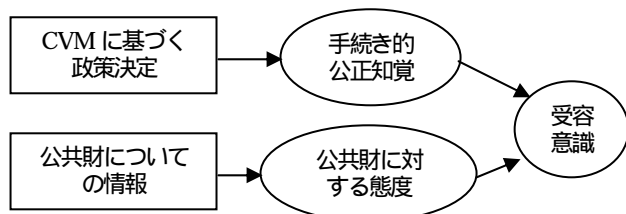


図1 政策受容意識についての理論仮説

で最も大きなものとなる事が知られている⁴⁾⁵⁾。

一方、政策が対象としている公共財に対する態度が肯定的な場合、それを保存する政策を受容する傾向が高いものと考えられる。こうした効果は、経済理論で想定されるものに類似したものであり、例えば、ある地域の自然環境に対して肯定的な態度を形成している人(すなわち、その自然環境が好きな人)は、その自然環境の保護施策を受け入れる傾向が高いだろう。そして、そうした態度は、その公共財についての情報が十分にある場合の方が、より肯定的になるものと考えられる¹⁾。

3. 調査

本研究では、以上に述べた仮説を検定するために、無作為抽出した1500人の京都市民を対象とした郵送配布、郵送回収調査を実施した。回収されたアンケート票は484枚(回収率32.3%)であった。回答者の平均年齢は55.24歳、77.0%が男性であった。

(1) シナリオと実験条件

この調査は、文献1)にて報告したCVM実験と同様に、栗山らが実施した屋久島CVM実験⁶⁾を模倣したCVMを実施す

土木計画学研究・論文集, 19, (1), pp. 99-104, 2002. ものである。このCVMでは、1)屋久島の自然についての説明を行った後に、2)それが観光客の増加によって破壊されつつあること述べ、そして、3)屋久島の自然を保護するための施策を実施するために、予算が必要であることを説明する。そして、4)その予算を確保するための特別課税に対する賛否を、以下の形式で尋ねた。以下、この回答を受容意識と呼称する。

この、一世帯あたり×円の特別な課税に、あなたは賛成ですか? それとも反対ですか?

注!: この増税が導入されると、普段あなたが購入している商品などに使える金額が減ることを十分念頭においてお答えください。

賛成 反対 どちらともいえない

ここでの特別課税の提示額としては1,000円、3,000円、6,000円、15,000円の4水準を用い、無作為に各調査対象者に割り当てた。なお、ここに定義する「受容意識」は、レファレンダム形式のCVM調査における被験者の反応に他ならない。それ故、ここで得られるデータを用いて、経済理論を想定した上で統計技法を用いれば支払い意志額を算定することができる。しかし、上記の質問の内容から自明なように、ここで得られる回答は課税を受容するか否かの意識、すなわち、受容意識を表明したものと解釈できるであろうし、むしろ、こちらの方が直接的な解釈とも考えられる。

そして、以上の質問に続き、手続き的公正知覚、報告支払い意志額、屋久島に対する態度等の心理要因を測定するための質問項目を、調査票に掲載した(表1参照)。

以上を、一冊の調査票に記載する形で提示したが、屋久島の説明の詳細さと(詳細説明条件vs.簡略説明条件)、増税額の決定手続き(CVM課税決定条件vs.非CVM課税決定条件)を、それぞれ2種類づつ被験者間要因として設けた。

詳細説明条件では、調査票の3ページ弱を利用して屋久島の自然と自然破壊の現状をカラー写真付きで説明した。簡略説明条件では、同内容を4行の文章のみで説明した。また、CVM課税決定条件では、受容意識を尋ねる質問の前に、政府が実施したCVMによって課税額を決定したことを説明した。ここで説明した課税額決定のプロセスは以下である。

日本の様々な地域の、老若男女合計一万人の方々を無作為に選びました。

その方々一人一人に、屋久島の現状を十分に詳しく説明しました。

その後で、次の質問に答えてもらいました。

「もし、屋久島の環境保全のために課税するとして、いくらまでなら賛成しますか?」

この平均がX円でした。この結果から、課税額をX円としまし

表2 手続き的公正知覚と態度

	詳細説明条件		簡略説明条件	
	CVM 課税決定 [n = 128] μ (SD)	非CVM 課税決定 [n = 113] μ (SD)	CVM 課税決定 [n = 129] μ (SD)	非CVM 課税決定 [n = 114] μ (SD)
手続き的 公正知覚 態度	6.52 (3.73)	5.35 (3.26)	6.50 (3.83)	5.57 (3.39)
	19.88 (2.33)	19.97 (2.43)	19.07 (3.16)	18.95 (2.84)

μ: 平均 SD: 標準偏差 屋久島に対する態度

た。

なお、非CVM課税決定条件では上記説明は無い。

以上の2つの被験者間要因から構成される2×2の合計4つの実験条件に調査対象者を無作為に割り当て、それぞれの被験者に、割り当てられた実験条件に対応した調査票を配布した。

4. 理論仮説の検定

(1) 手続き的公正知覚と屋久島に対する態度

手続き的公正知覚と屋久島に対する態度の実験条件別の平均値を表2に示す。この表に示した様に、詳細説明条件の方が簡略説明条件よりも屋久島に対する態度が良好である一方、CVM課税決定条件の方が非CVM課税決定条件よりも手続き的公正知覚が高い。CVM課税決定の有無と屋久島に関する詳細な説明の有無を要因とした、手続き的公正知覚についての二要因分散分析(ANOVA)を行ったところ、CVM課税決定の有無の主効果のみが有意であった。 $(F(1,462) = 10.00, p < .001)$ 。同様の屋久島に対する態度に関するANOVAは、屋久島に対する詳細な説明の有無の主効果のみが有意であることを示した $(F(1,462) = 13.15, p < .01)$ 。以上の結果は、詳細な説明によって屋久島に対する態度が肯定的になるとともに、CVMによって課税額を決定することで、その課税額の決定プロセスが高揚することを示しており、図1に示した仮説を支持している。

(2) 受容意識の要因に関する仮説検定

手続き的公正知覚と屋久島に対する態度を説明変数とし、受容意識を従属変数としたロジット回帰分析を行った結果を表3に示す。なお、この分析では「どちらともいえない」に反応した29.9%の回答者は分析の対象外とした^[2]。表3に示した様に、手続き的公正知覚、屋久島に対する態度がそれぞれ有意に正の係数を持っている。この結果は、手続き的公正知覚と屋久島の態度が高いと受容意識が高揚することを示しており、図1に示した仮説に一致する。さらに、その他の要因を導入して同ロジット回帰分析を行ったところ、やはり、手続き的公正知覚と屋久島に対する態度は有意に正の効果を受容意識に対して持つことが示された。その他、課税額が高いと反対する傾向が強くなること、個人年収が高いと賛成する

	標準化係数	t値
手続き的公正知覚	2.07	9.73***
屋久島に対する態度	0.89	4.47***

[†]従属変数としては賛成が1、反対が0と定義した
sample size = 320, $\chi^2 = 228.29 (p < .001)$
*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

表4 受容意識のロジット回帰分析(探索的分析)

	標準化係数	t値
手続き的公正知覚	2.13	8.67***
屋久島に対する態度	0.74	3.48**
特別課税の金額	-0.48	-2.40**
個人収入	0.68	3.29**
年齢	0.21	0.98
性別(女性ダミー)	-0.15	-0.65

sample size = 279, $\chi^2 = 189.31 (p < .001)$
*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

傾向が強くなることが示されたが、標準化係数に着目すると、最も(かつ、格段に)大きな影響を持つのは手続き的公正知覚であった。従来の研究でも、手続き的公正知覚が行政的政策への意識に極めて大きな影響を及ぼすことが知られていた^{4),5)}が、本研究の結果はこれを改めて確認するものである。

5. 本研究の受容意識調査のCVMとしての信頼性

既に述べたように、本研究で定義する受容意識は、レファレンダム形式のCVM調査の被験者の回答に他ならない。ここで、本研究の受容意識調査が、価値計測のためのCVM調査としてどの程度信頼できるかを調べるために、栗山ら⁶⁾が報告している実験結果(n = 438)と比較した^[3]。なお、栗山らのCVM実験は、NOAAのガイドライン⁸⁾に準拠したものであり、かつ、スコープテストをはじめとするいくつかの信頼性テストを満足しており、国内のCVMとしては信頼性の高いものであると考えられる。

回答(賛成vs.反対vs.どちらともいえない)、提示金額(4水準)、ならびに調査(栗山実験vs.本調査)の3つを要因とする階層対数線形分析を行ったところ、提示金額の回答に対する主効果のみが有意に影響を及ぼしており $(\chi^2[df=6] = 58.52, p < .001)$ 、実験の主効果、ならびに、実験と提示金額の交互作用はいずれも有意ではなかった(それぞれ、 $\chi^2[df=2] = 1.04, \chi^2[df=6] = 4.46$)。すなわち、本研究の受容意識調査は、栗山らのCVM調査と結果の上では差異は認められなかった。それ故、栗山らのCVMの信頼性が一定水準以上であると考えられるなら、本研究の受容意識調査のCVMとしての信頼性も低いものではないものと推測される。

ところが、本調査の受容意識には、手続き的公正知覚が有意に影響を及ぼしており、かつ、その効果は他のどの要因の効果よりも大きいことが示されている。そして、手続き的公正知覚は、屋久島の価値計測の目的の下では、明らかにバイアスであり、それ故、本調査は、価値計測のためのCVM調

査としては望ましいものではない。

以上の結果は、NOAAのガイドラインに準拠して設計し、かつ、スコープテストをはじめとする標準的なCVMの信頼性確認のためのテストを行ったとしても、回答にバイアスが含まれる可能性が十分に存在することを示している。なお、この点については、文献1)にてより詳細に検討しており、そちらもあわせて参照されたい。

6. CVMにおけるアンカー効果と同調効果

本調査では、受容意識を尋ねた後に、直接支払い意志額を尋ねる設問を設けている。ここでは、この回答（報告支払い意志額）を理論実証的に分析することで、CVMで生じうるバイアスを考察する。

まず、特定の金額を提示して賛否を問う形式が、例えばNOAAのガイドラインでは推奨されているが、この形式では、提示金額が意思決定に大きな影響を及ぼすことが予想される。なぜなら、人々は“係留と調整方略”と呼ばれる意思決定方略を頻繁に用いるからである⁹⁾。この方略は、手がかりとなる数値を出発点として、それを調整することで最終的な判断を行うというものである。それ故、報告支払い意志額は、提示された金額に正の影響を受けることが予想される。本研究では、この効果をアンカー効果と呼称する。

一方、人々の意思決定や判断は、彼らが想定する他者の意思決定や判断に大きな影響を受けることも知られている¹⁰⁾。こうした効果は一般に同調効果と呼ばれる。この知見から予想されるのは、提示金額が報告支払い意志額に及ぼす正の影響は、CVM提示条件の場合の方が、非CVM提示条件の場合よりも大きくなるというものである。なぜなら、CVM提示条件では、提示金額が他者の支払い意志額の平均として教示されるからである。

なお、これらのうち前者のアンカー効果については、これまでのCVM研究の中で繰り返し実証されてきたものである（例えば、文献¹⁾・¹¹⁾）。しかし、後者の同調効果については、筆者らの知る限り、CVM研究の中では明らかにはされてきていない。

さて、以上の仮説を検定するために、まず、報告支払い金額と提示金額との相関係数を求めた所、有意であった($r [n = 404] = .34, p < .001$)。すなわち、提示金額が高くなるほど、それにつられて報告支払い金額も高くなる傾向があり、その傾向は統計的に有意であったのである。この結果は、アンカー効果仮説に一致する。また、この相関係数は、CVM提示条件の方が($r [n = 217] = .39, p < .0001$)非CVM提示条件よりも($r [n = 187] = .29, p < .0001$)大きかった。さらに、CVMの課税決定の有無を要因とする、課税提示額と報告支払い意志額との反復測定分散分析を行ったところ、CVM課税決定の有無が、課税提示額と報告支払い意志額の関係に有意な影響を及

ぼしていることが確認された($F(2,401)=3.92, p<.05$)。すなわち、提示金額が支払い金額に及ぼす正の影響は、その提示金額が他者の支払い意志額の期待値であると教示された場合の方が、大きいことが統計的に確認されたのである。この結果は同調効果仮説を統計的に支持している。

7. 結論

本研究では、CVMが課税決定を行う際の有効な一つの技法である点に着目し、政策に関する合意形成を図る上でのCVMの活用可能性を探ることを目的とした調査分析を行った。その結果、CVMによって課税額を決定すると、人々の手続き的公正の知覚は高くなり、かつ、手続き的公正知覚が高いほど課税政策に対する受容意識が向上することが示された。この結果は、CVMを実施し、それに基づいた政策決定を行うことで、住民の合意形成が促進される可能性を示唆している。ただし、行政に対する人々の信頼がなければ、こうした効果が得られなかったのかも知れない。しかし、この点については、本研究のデータだけでは十分な考察はできない。本稿では、補稿にそれについての若干の考察を加えるにとどめる。

一方、屋久島に関する詳細な説明を行うことにより、屋久島に対する態度が肯定的になり、屋久島に対する肯定的態度は受容意識を高めることが示された。このことは、環境問題における住民合意形成を図る場合には、その環境問題についての的確な説明が重要な役割を担うことを含意している。それ故、教育や公共広告等を利用したキャンペーンの実施は、環境政策における合意形成促進にとって有効な方法となり得るものと考えられる。

また、NOAAのガイドラインに基づいた栗山らのCVM実験との比較により、本研究で行った調査の、経済理論に基づいたCVM調査としての信頼性が示唆された。しかしながら、上述のように、手続き的公正知覚が受容意識に大きな影響を及ぼしており、かつ、その効果は他のどの要因の効果よりも大きかった。また、説明の質によって回答が変化することも、価値計測の立場に立てば望ましいことではない。さらに、従来の研究からも明らかにされていたように、支払い意志額には提示金額が影響を及ぼすこと（アンカー効果）が示された。また、それに加えて、本研究では、他者の支払い意志額の情報から自らの支払い意志額に影響すること（同調効果）も新たに明らかにされた。このように、経済理論では想定出来ない様々な効果が得られたことは、文献1)に示した実験結果と同様に、NOAAのガイドラインに基づいたCVMにおいても価値を計測することが難しいことを示唆している。

確かに、CVMによって価値を正確に計測することはできないのかもしれない。しかしながら、本研究が呈示しているのは、国民合意形成のためのコミュニケーションツールとして

のCVMの有用性である。そうしたコミュニケーションを図る際、できるだけバイアスを削除した上で人々の考え方を定量的に計測しようと努力してきたNOAAのガイドラインをはじめとするCVMのこれまでの諸研究の知見は、決して無駄にはならないだろう。主に経済学と心理学の間で繰り返されてきた価値計測可能性についての議論を超え、両者の議論を十分に踏まえながらも、CVMを如何にして社会的意思決定の支援技術として活用できるかを模索することが現実の社会的な選択に関わる実務者と研究者に求められた課題であろう。

謝辞：最後に、調査票の作成にあたり、資料を提供して頂いた「やくしまだより」の木下大然様、木下香里様には厚く御礼申し上げます。そして、アンケートの回答者として協力して頂いた多くの方々にご心より感謝を捧げます。

補 講

「政府がCVMを行った上で行政の意思決定を行えば、人々はその意思決定手続きを公正なものとする」、本研究では、この仮説を理論的に指し示し、実験を行い、その妥当性を実証的に示した。しかし、もしも、人々が行政を信頼していなかった場合、この仮説がデータに支持されなかった可能性は否定できない。なぜなら、「行政は、人々の信頼を勝ち取ること」を意図的に画策し、CVMを行うことで、あたかも公正な手続きで行政上の意思決定を行った、という振りをしているだけではないか、実際は、アンケートの設計やサンプルを工夫して、行政の都合の良いように、CVMの結果を操作しているのではないかと人々が“行政の意図”を疑うのなら、CVMを行ったという事実が、手続き的公正を向上させるとは考えがたいからである。実際、本研究、あるいは、例えば文献1)を含めた様々な研究¹¹⁾の中出明らかにされているように、CVMには様々な“バイアス”が存在している。もし、そうしたバイアスの構造を熟知しているなら、何らかの作為的な意図の下では、CVMの結果を操作することは、さして難しいことではないだろう。もしも、そうした事実を人々が知っており、かつ、人々が上記の様な形で行政の意図を疑うのなら、CVMの実施はかえって手続き的公正を引き下げるといふ逆効果を招くかも知れない。

しかし、行政の意図について信頼があるのなら、仮に、様々なバイアスを理由に、CVMそのものを人々が信頼しなかったとしても、CVMの実施は手続き的公正感を向上させるかも知れない。なぜなら、行政に対する人々の信頼の問題で重要なのは、“能力の信頼”なのではなく、“意図の信頼”だからである¹²⁾。

ただし、以上の議論は理論上の仮説の議論である。それ故、

土木計画学研究・論文集, 19, (1), pp. 99-104, 2002.

今後は行政に対する信頼の問題を理論的のみならず、実証的にも明らかにしていくことが必要である。

注

- [1] もちろん、この仮説が成立するのは、平均的個人が十分な情報を所持していれば肯定的態度を形成するにも関わらず、多くの個人が不十分な情報しか持っていないという場合に限られる。こうした状況は、多くの環境問題に該当するものと考えられる。
- [2] どちらとも言えないに反応するか否かのLogit回帰分析では、有意な説明変数は見あたらなかった。
- [3] 栗山らのCVMでは二種類のシナリオが使われているが、本調査では、その一方のシナリオを模倣して調査設計をしている。それ故、ここでの比較分析では、そのシナリオの結果を比較分析に用いている。

参考文献

- 1) 藤井 聡, 須田日出男, 安達知秀, 北村隆一: CVMにおける意思決定過程の分析: NOAAのガイドラインの認知心理学的検証, 土木計画学研究・論文集(投稿中), 2002.
- 2) 栗山浩一: 公共事業と環境の価値: CVMガイドブック, 築地書館, 1997.
- 3) 大野栄治編著: 環境経済評価の実務, 劉草書房, 2000
- 4) Lind, E. A., & Tyler, T. R.: *The Social Psychology of Procedural Justice*. Plenum Press, New York., 1988. (菅原・大淵訳: フェアネスと手続きの社会心理学, プレーン出版, 1995.)
- 5) Tyler, T. R., Rasinski, K. A. and McGray, K.: The influence of perceived injustice on support for political authorities, *Journal of Applied Social Psychology* 15, 700-725, 1985.
- 6) 栗山浩一, 北畠能房, 大島康行: 世界遺産の経済学 屋久島の環境価値とその評価, 劉草書房, 2000.
- 7) 藤井 聡, Gärling, T., Jakobsson, C.: ロードプライシングの社会的受容と環境意識: 社会的ジレンマにおける心理的方略の可能性, 土木計画学研究・論文集, 18 (4), pp. 773-778, 2001.
- 8) Arrow, K., Solow, R., Portney, P., Leamer, E., Render, R., and Schuman, H.: Report of NOAA panel on contingent valuation. 58 Federal Register 4601, 1993.
- 9) Tversky, A. and Kahneman, D.: Judgement under uncertainty: Heuristics and biases, *Science* 185, 1124-1131, 1974.
- 10) Asch, A.: Effects of group pressure upon the modification and distortion of judgement, in *Groups, leadership and men* (M. H. Guetzkow, Ed.), Carnegie, Pittsburgh, 1951.
- 11) McFadden, D.: Rationality for economists? *Journal of Risk and Uncertainty* 19, 73-105, 1999.
- 12) 渡部幹: アキレスと亀と信頼の醸成, 土木学会誌6月号, 2002.

手続き的公正と合意形成のための CVM

藤井聡・須田日出男・西田悟史・北村隆一

CVM がミクロ経済理論が想定する“価値”を計測しているか否かに関しては多数の疑問が投げかけられているが、価値計測手法としての妥当性に関する論争とは全く別の論点として、多くの人々の声を政策に反映可能であり、それ故、政策合意形成に資するという利点が CVM にはある。この認識のもと、本研究では CVM に基づいて政策を決定することが人々の手続き的公正を高揚させ、それを通じて、住民合意が形成されるとの理論仮説を措定し、これを検証するための調査を行ったところ、この仮説はデータによって支持された。

CVM for Procedural Justice and Consensus Building

By Satoshi FUJII, Hideo SUDA, Satoshi NISHIDA, Ryuichi KITAMURA

Although it has been questioned whether CVM can measure value assumed in micro-economic theory, CVM may be used for reflecting people's opinion or attitudes toward a public good in the policy with respect to the good. Therefore the policies determined based on CVM may be regarded as procedurally fair by people and may be more easily accepted by people due to the high procedural fairness. In order to test the hypotheses that policy based on CVM is perceived to be more procedurally fair and the perceived procedural fairness, in turn, increase the level of acceptance of the policy, a survey was designed and implemented. The data from the survey confirmed the hypotheses.
